

女性の働き方を考える

～ともに生きる諏訪市民大会 対談より～

諏訪市の女性の就業率は全国的にも上位にあります。年齢階級別にみると30代前半を谷とするM字カーブを描いています。このM字カーブは日本の女性の働き方の特徴といわれ、出産・子育て期に就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職をするという就労パターンです。

昨年の10月4日（土）に、市働く婦人の家で開催された市民大会での対談から抜粋をさせていただきました。

伊東道雄さん（諏訪市男女共同参画市民協議会会長）

諏訪地方の女性就労者の内、半数以上がパートタイム労働者であるという特徴がありますので、労働組合の有無に関わらず、女性のパート労働者の労働環境問題は避けては通れないと思います。事業所の規模を問わず、事業主も労働者も、労働関係法をきちんと理解していないために色々な矛盾がおきています。そこで市民協議会では事業主自身が関係法律の運用や周知度についてチェックをするチェックリストを作成し配布する予定です。



馬場よし子さん（女性相談員・前長野県男女共同参画センター館長）

子育て、夫の親の在宅介護などをしながら40年間働いてきましたが、介護が一番の山場でした。しかし、その都度仕事との両立は自分で決めてきました。女性が働き続けるには、家族の協力と、夫の生活的自立が最低の必要条件だと思います。

今は近くの市役所で臨時職員として働いています。事務

藤森豊子さん（飯田郵便局保険課長）

現在単身赴任で勤めています。今まで勤めてこられたのは家族の協力と健康のおかげです。男女雇用機会均等法ができ、女性でも頑張れば役職につけるようになりましたが、女性の管理職は県内ではまだ3名と少ない状況です。

女性のパートの方で子どもがいる人にとっては学校の行事や子供の看護などがあるので、勤務時間が短いことがあります。

鹿嶋敬さん（日本経済新聞社編集委員）

「子どもの手が離れたら再就職を」と考えている女性が多いです。そうした人達が再就職しようとする時、正規雇用の枠は狭く、どうしてもパート職（非正社員）となってしまいます。実際男性の9割が正社員であるのに対し、女性の大半はパートです。

また、男性が育児休業を取らない理由の一つに、日本は男女の賃金格差が大きいため、賃金の安い方、つまり女性が取ることが当り前になっています。それと「休む」ということに対する抵抗感が強いことです。男性の育児参加が進んでいるスウェーデンでは、男性が育児休業を取った場合に給与の80%の保障や、育児休業の割り当て制度などがあります。保育所の充実、企業の共働き家庭への配慮、そして一番は男性の家事への協力が必要であると思います。

りがたいようです。

管理職という立場では、まずは仕事をうまく回すことを考えますので、女性が結婚すると「産休・育休はいつ」と心配になるのも事実です。男性も育児休業を取ることが普通になれば、そうした心配もなくなるのではないかと思います。



編集後記



ご意見お問い合わせは ◆諏訪市男女共同参画推進室 TEL 52-4141 内線452

口情報紙「いきいきパートナー」は古紙配合率100%の紙を使用しています。

第8号 ひとひと 男と女 手をつなぎ すてきなまちづくり

2004年3.15発行
男女共同参画情報紙

いきいき パートナー



酒づくり一筋の人生に乾杯！

左：小林さん 右：針谷さん

主な内容

- 2-3面 男女がともに働きやすい職場をめざして
－事業所への意識調査－
- 4面 女性の働き方を考える
－市民大会対談より－

理科室を思わせる蔵元の研究室。酒づくりに取り組んでいる小林直江さんと針谷想子さん（宮坂醸造）の笑顔が溢れます。女性では県下で唯一人、一級醸造技能士の資格を持つ小林さん。試験に合格した86年当時、全国でも女性の挑戦者は極めて少なかったそうです。酒づくりは元来男性の仕事。その中で「後に続いて来てくれる女性たちの道を拓くのが私の使命」との気持ちで一日一日を頑張って来たと言います。また、五感が勝負のこの世界では節度とけじめが大事であり、常に謙虚さを忘れずに、好奇心とやる気で辛苦を乗り越えて来たとも…。

お酒が好きでこの仕事を選んだ針谷さんは、小林さんにとって息の合った親子ながらの大変な後継者。自分の酒づくりへの思いや、今まで培ってきたものを針谷さんに伝えたいと小林さんは言います。「酵母は生き物。だから面白い！」と、まるで我が子を育てるように酒の仕上がりを見守っているお二人のいきいきとした表情が印象的でした。

諏訪市・諏訪市男女共同参画市民協議会

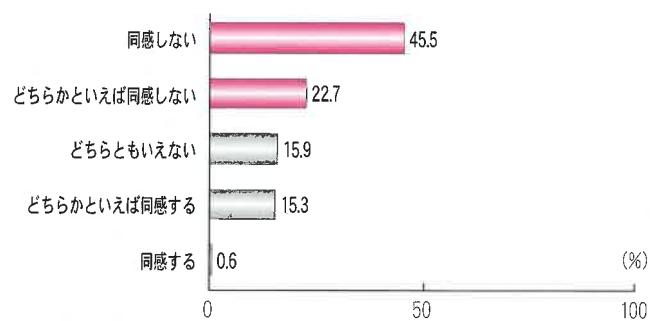
男女がともに働きやすい職場をつくるために

事業所への意識調査を実施しました

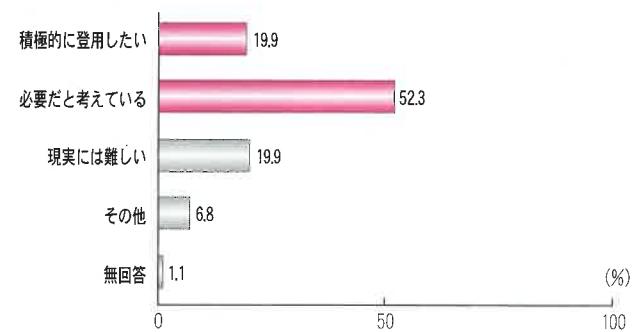
市と男女共同参画市民協議会では、市内556事業所を対象に、事業所における男女共同参画についてのアンケートを実施しました（調査基準日：平成15年12月1日現在）。うち、176事業所から回答をいただきました（回答率31.7%）。

その中の主な結果をお知らせします。また、アンケートと同時に、労働関係法の運用と周知度を事業主の方にチェックしていただく「チェックリスト」を配布しました。事業所を対象としたアンケート、チェックリストの実施は今回が初めてです。

Q 「主なことを決めるのは男性、実務や補助的なことは女性」といった性別によって役割を固定するような考え方についてどう思いますか。

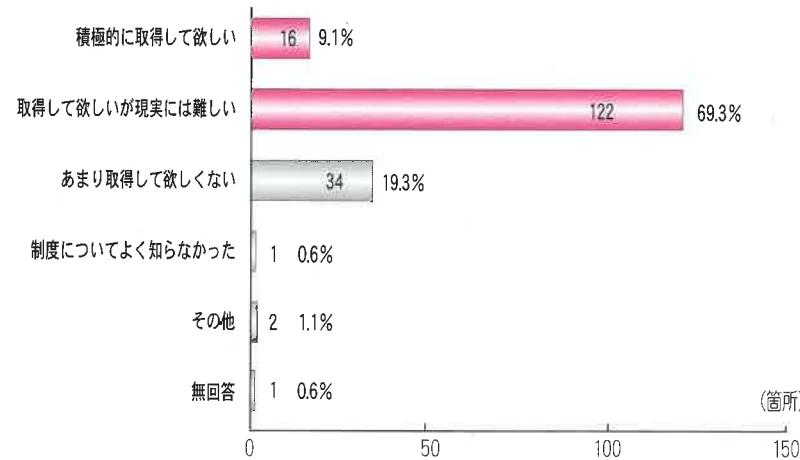


Q 女性の管理職登用についてどう思われますか。



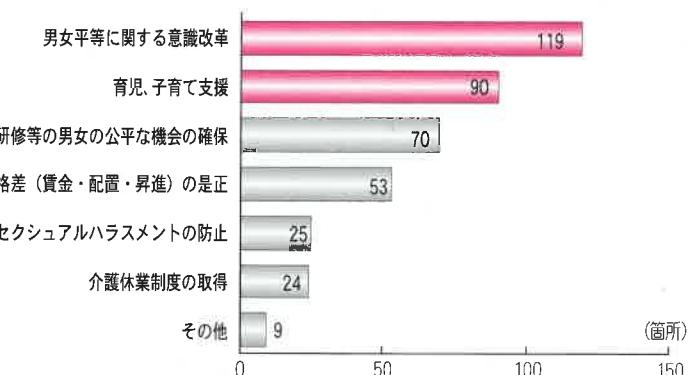
固定化された性別役割分担意識については、7割近くが「同感しない」と回答しています。女性の管理職登用については、7割以上が登用の必要性を認識されていますが、現実にはなかなか難しいという側面もうかがえます。

Q 男性従業員が育児・介護休業を取得することについてどう思われますか。



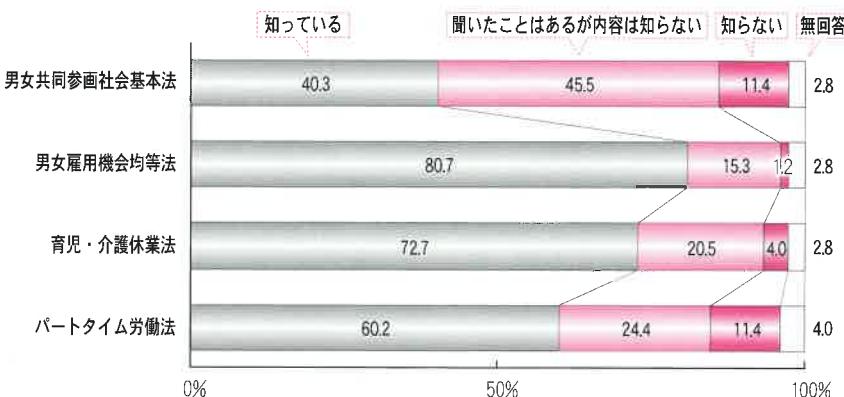
育児・介護休業の取得は、法律で義務付けられていますが、「あまり取得して欲しくない」と回答した事業主が約2割いました。また、「取得して欲しいが現実には難しい」という回答が圧倒的に多く、意識と実態との差が見られます。

Q 男性も、女性も、ともに働きやすい職場をつくるために特に必要と思われることは どんなことだと思いますか。（複数回答）



男女が働きやすい職場をつくるためには「男女平等に関する意識改革」や、育児・子育て支援の整備を進めることが特に必要であるようです。

Q あなたは次の法律をどの程度知っていますか。



「男女共同参画社会基本法」は半数以上が《知らない》と回答しています。また、労働関係法についても《知らない》との回答があり、特に非正規従業員を雇用している多くの事業所が、パートタイム労働法を周知、また理解していないという状況がありました。

働く場での男女平等は、「男女雇用機会均等法」などの法整備により徐々に整ってきていますが、昨今の厳しい経済情勢を反映し、男女の格差はなかなか解消されない状況にあります。

誰もが能力を発揮でき、意欲を持って働くことのできる職場をつくるためにも、関係法制度に対する正しい理解と、仕事と家庭生活が両立できる環境づくり、また、事業所における積極的な取り組みが期待されます。

